

広陵町配水本管布設替耐震設計施工業務

特記仕様書

令和 6 年 4 月 広 陵 町

第1章 一般事項

1 一般事項

- ① 建設業法第22条第1項の規定に基づき、一括して他人に請け負わせてはならない。
- ② 入札に参加する者は、他社が本工事を受注した場合、その者との下請契約又はそれに準ずる行為は禁止する。
- ③ 配置技術者は、技術提案書に示すものとし変更は認めない。その他、業務の実施に当たり必要な技術者は④項、⑤項に定める。
- ④ 配水管工事（布設、接続等）の施工については、建設業法の規定に基づく一級管工事施工管理技士若しくは二級管工事施工管理技士の資格を有する者、かつ耐震管の施工は日本水道協会の配水管技能登録者（一般登録・耐震登録・大口径）、同等の技術を有する者に限る。同等の技術とはダクタイル鑄鉄管協会継手接合修了書を有する者を示す。また、水道配水用ポリエチレン管の施工は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の配管施工講習会（配水管用）の受講修了者または旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了者もしくは同等のメーカー（積水化学工業(株)、(株)クボタシーアイ）が実施する講習会を受講し、受講証を有する者に限る。（以下「配管工」という。）
- ⑤ 給水管工事の施工については、水道法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者の資格を有する者に限る。
- ⑥ 受注者及び下請事業者の配置技術者は、3つ以上の技術者の兼任は認めない。
- ⑦ 完成期限は必ず守ること。
- ⑧ 仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、原則として業務請負者（以下「受注者」という。）の責任において完備しなければならない。
- ⑨ 工事中の危険防止対策を十分行い、また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
- ⑩ 他の設備、既存物件、公道舗装等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。
- ⑪ 騒音・振動等については、十分配慮すること。
- ⑫ 工事の施工上必要とする関係諸官公署及び他企業への諸手続きについては、受注者で行うものとする。なお、申請等に必要となる費用は受注者の負担とする。
- ⑬ 受注時又は変更時において工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が事業者へ届いた際には、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2 業務実施

- ① 受注者は設計完了後、要求水準事項等を照査し、発注者に設計図書の承諾を得るものとする。

- ② 施工については、承諾を得た設計図書に基づき実施すること。
- ③ 設計業務成果品の引き渡し完了後において、施工の出来高等により成果品の内容に変更が生じた場合は、施工業務目的物の引き渡しと併せて変更を行うものとする。

3 実施体制

① 総括管理技術者

- 1) 受注者は、基本協定第3条3項による施工業務請負契約締結後速やかに技術提案時に配置を予定した総括管理技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。
- 2) 総括管理技術者の資格要件は、募集要領5.(4)③(ア)による。
- 3) 統括管理技術者は、本書の趣旨及び内容を把握し、適正に本業務を遂行すること。
- 4) 統括管理技術者の下に、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、監理技術者を配置すること。
- 5) 統括管理技術者は、本業務全体のマネジメントを行うものとし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者及び監理技術者との相互調整を行い本業務の推進を図ること。
- 6) 本業務の期間中に、統括管理技術者以下の各担当者について、発注者が不相当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずることが出来る。

② 設計業務管理技術者・照査技術者

- 1) 受注者は、基本協定第3条1項による設計業務委託契約締結後速やかに技術提案時に配置を予定した設計業務管理技術者、照査技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。
- 2) 設計業務管理技術者及び照査技術者の資格要件は、募集要領5.(3)③(ア)による。

③ 工事監理業務管理技術者

- 1) 受注者は、基本協定第3条2項による工事監理業務委託契約締結後、速やかに技術提案時に配置を予定した工事監理業務管理技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。
- 2) 工事監理業務管理技術者の資格要件は、募集要領5.(3)③(イ)による。

④ 監理技術者

- 1) 受注者は、基本協定第3条3項による施工業務請負契約締結後、速やかに技術提案時に配置を予定した監理技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。
- 2) 監理技術者の資格要件は、募集要領5.(4)③(イ)による。

⑤ 専門技術者(配管工、給水装置工事主任技術者)

- 1) 受注者は、本技術者確定後、速やかに発注者に通知しなければならない。
- 2) 資格要件は、第1章-1. 一般事項-④、⑤による。

4 設計業務

① 設計業務対象

- 1) 設計担当企業は、技術提案書、特記仕様書及び上水道設計基準に基づき実施設計を行い、本業務の実施及び維持管理に必要な図書を作成するものとする。また、施工の出来高等により当初設計の内容に変更が生じた場合は、設計の変更を行うものとする。

2) 全体工事費の算出

設計担当企業は、設計内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて監督員と協議を行うとともに監督員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

② 基本条件

1) 業務場所 広陵町大字疋相ほか

2) 概略数量

(ア) 本設

DCIP GXφ150mm L= 324m

DCIP GXφ200mm L= 1327m

DCIP GXφ250mm L= 602m

DCIP GXφ300mm L= 501m

その他既設接続 一式

※水道施設は耐震管（GX管）とする

(イ) 仮設

必要に応じて設計すること。

(ウ) 既設施設復旧

工事に影響を及ぼす既設施設（舗装等）の復旧を行うこと。

(エ) その他

本業務の実施に必要な図書の作成及び監督員の指示する資料の作成。

3) 設計条件

(ア) 布設替え水道管は、同量の配水量が確保できる口径とする。

(イ) 水道管切替え時において、断水は不可とする。

(ウ) その他設計詳細については、「広陵町上水道設計基準」に準ずる

(エ) 計画水道管の布設替え工法については、施工性、安全性、将来の維持管理を考慮して決定すること。

4) 環境条件

(ア) 交通条件 県道中和幹線、県道河合大和高田線、町道柳板大谷線ほか

(イ) 主な近隣施設 町立広陵西小学校、広陵西第二幼稚園、みささぎ公園他

5) 受注者は、要求水準等を満足していることを照査し、発注者より実施設計の承諾を得るものとする。なお、設計の進捗に応じて監督員の指示により工事費算出における資料の提出を行うものとする。

③ 調査

1) 資料収集

(ア) 試掘調査

必要に応じて試掘調査を行うものとする

(イ) 地質調査

必要に応じて地質調査を行うものとする。

(ウ) 測量調査

設計・施工に必要な水準測量を行うものとする。

(エ) 地下埋設物・架空線等調査

設計対象区域において、水道、公共下水道、電気、ガス、電話等地下埋設物、用排水路の種類、位置、形状、深さ、構造等及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、町及び企業者等が有する資料と照合し、将来計画を含め十分調査しなければならない。地下埋設物の移設が必要な場合は、受注者により協議を行うこと。また、移設に関する費用は原

則受注者の負担とする。

(オ) 周辺環境対策

必要に応じて、事前及び事後調査を行うものとする。

2) 現地踏査

本事業の設計対象区域において踏査し、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。また、現地調査の結果は、写真集に整理して提出しなければならない。

④ 貸与資料

1) 上水道台帳

2) 下水道台帳

※上下水道台帳に記載する位置等については、現地と相違がある場合がある為、注意すること。

⑤ 設計図書作成

主要な実施設計について、上水道設計基準に基づき作成すること。また、要求水準等を満足することを照査し、発注者より実施設計の承諾を得るものとする。

⑥ 数量計算書作成

配管、仮設（必要に応じて）、土工、舗装、構造物等の材料別に数量を算出する。数量の算出に当たっては「広陵町水道設計基準」に基づき実施すること。また工事価格設計内訳書の作成も併せて行うこと。

⑦ 各種計算書

必要に応じて実施する。

⑧ 報告書作成

設計対象全体を取りまとめとして作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・項目・設計条件・運転管理手順、工程表、工事費等を集成するものとする。

⑨ 照査報告書

設計企業は、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう照査を実施し報告書にまとめること。

1) 基本設計の確認内容について

2) 比較検討の方法及びその内容について

3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について

4) 計算書（構造計算書、数量計算書等）について

5) 計算書と設計図の整合性について

⑩ 実施設計の提出期間については、原則契約締結後 120 日以内とする。なお、技術提案書により全体工程に適合している場合はその限りでない。

⑪ 業務着手届、完了届、テクリス登録等業務手続きに必要な書類の作成。

⑫ 成果品については、「広陵町上水道設計基準」に基づき提出すること。

5 工事監理業務

① 工事監理業務対象

1) 工事監理担当企業は、設計成果の内容に基づき、施工業務の工事監理を行うものとする。

② 業務の範囲

- 1) 工事監理担当企業は、下記「表－1」に示す業務内容を実施するものとする。
- 2) 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査（家屋影響調査等）などの近隣住民との対応・調整については、町と協議の上、行うものとする。
- 3) 工事監理担当企業は、変更に伴う工種毎の各工事費積算内訳書を作成すること。

③ 工事監理担当企業は、中立性を保持しなければならない。

表－1

内容	本町	統括管理技術者	設計	施工	施工監理	備考
三者会議 (設計、施工、施工監理3者契約後)	◎	◎	○	○	○	設計のみ契約時は、3者会議はない
設計図書 of 審査	◎	○	○	◎	◎	
工事内容・工程 of 審査	◎	○			◎	
定例会議	◎	◎	○	○	○	本町との調整
出来形の確認・出来高検査の立会	◎	○		○	◎	
工事完了の確認・竣工検査の立会	◎	○		○	◎	
工事関係書類 of 審査	◎	○		○	◎	
各種届出・申請書の作成等支援 ※1	◎	○		◎		
地元説明会（個別訪問） of 開催	◎	◎		○		
地元とのトラブル of 対応	◎	◎		○		
施工プロセス of 審査	◎	○			◎	
施工計画書 of 審査	◎	○			◎	
施工体制台帳 of 審査	◎	○			◎	
品質管理項目 of 確認	◎	○		◎	◎	
運転管理計画支援 ※2	◎	○		◎		
工程管理、施工管理等技術的監理全般	◎	○		◎	◎	
業務価格変更内訳書の作成	◎	○		◎		

※◎主担当 ○必要に応じて

※1 県道施工部については、高田土木事務所、通行規制等については、香芝警察署であり
資料作成・日程調整等の支援

※2 水圧試験の実施且つ、水質確認、洗管作業の計画立案及びバルブ操作実施の支援等

④ 業務着手届、完了届等業務手続きに必要な書類の作成

⑤ 成果品については、下記のとおりとする。

会議報告書
設計図書に照らした施工図等の検討審査報告書
工事と設計図書との照合及び確認審査報告書
施工プロセス審査報告書
技術提案審査報告書
工事関係書類審査報告書

工事監理報告書（立会報告書等）
打ち合わせ協議簿
業務価格内訳書
その他監督員の指示する資料

6 施工業務

① 施工業務対象

1) 施工企業は、設計成果の内容に基づき、施工業務を行うものとする。

② 工事施工の範囲

1) 施工企業は、工事を自己の責任において施工するものとする。

2) 工事の施工に当たり、必要となる工事説明会などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議の上、行うものとする。

3) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、施工企業が自己の責任において行うものとする。

4) 工事の施工に伴う工食用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については建設企業の負担とする。施工企業は、工事着手前に施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、工事監理業務管理技術者に提出して確認を受けること。

5) 施工企業は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。

6) 施工企業は、工事監理業務管理技術者に対し、総括管理技術者等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告して確認を受けること。

7) 施工企業は、本町が発注した、その他の工事と輻輳する場合は、調整を行い、工事の円滑推進を図ること。

8) 施工企業は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本町へ報告すること。

9) その他事項については、「広陵町水道工事共通仕様書」及び「土木請負工事必携」（奈良県土木部）に準ずること。

10) 業務着手届、完了届、コリンス登録等業務手続きに必要な書類の作成。

③ 施工体制

技術提案内容に沿って実施すること。

1) 工事の一部を他の者に請け負わず場合には、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、下請負者決定後速やかに工事監理業務管理技術者に提出して確認を受けること。

2) 下請契約の請負代金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請契約後速やかにその写しを工事監理業務管理技術者に提出して確認を受けること。また、施工体系図には、元請並びに全ての下請契約について、工事内容、事業者、請負金額、工期、主任技術者の氏名等を記載すること

3) 施工企業の構成員が複数の場合、国土交通省発行「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」に基づき技術者を配置すること。

④ 品質管理等

- 1) 工事写真撮影、出来高管理、品質管理、段階確認項目については、「広陵町水道工事共通仕様書」及び「広陵町上水道管理基準」による。
- 2) 管防護は再生砂の使用は認めない。

⑤ 工程管理及び施工管理

- 1) 施工企業は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事監理業務管理技術者に工事の進捗状況を毎月報告して確認を受けること。また、本町が進捗状況の確認を行う場合は協力すること。
- 2) 施工企業は、本工事対象施設が詳細設計図書に適合するように施設の品質の向上に努め、本町に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。

⑥ 施工図等の提出

- 1) 施工企業は、本工事の施工に当たり、仕様書、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に工事監理業務管理技術者に提出して確認を受けること。

⑦ 工事関係書類

工事関係の提出書類は「広陵町水道工事共通仕様書」に準ずること。なお、業務完了時は将来において維持管理出来るよう竣工図面の作成を行うこと。

⑧ 設計図書の変更

設計図書変更が伴う協議については、あらかじめ工事打合簿等の書面にて発議の上、変更内容を協議により決定するものとし、協議が整わないときは本町の決定するところに従わなければならない。なお、書面によらない事項については、原則として、変更の対象としない。

⑨ 再生材の使用

- 1) 本工事の施工において使用する再生材（再生粒度調整碎石）については、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再生資源化施設で製造された再生材を使用すること。ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督員と協議すること。
- 2) 再生材の使用に当たっては、使用前に、監督員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）を受けること。

⑩ 建設副産物の搬出

- 1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、奈良県が許可した県内の産業廃棄物処理業者、奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設とする。ただし、受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、下記によりがたい場合は監督員と協議するものとし、受入場所（施設）及び設計の変更対象とする。

(ア) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

(イ) 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

(ウ) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。

(エ) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。

⑪ 施工時期

- 1) 施工日は月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝日の公道における作業は原則として認めない。やむをえず実施する場合は、監督員と協議すること。
- 2) 施工時間は、原則昼間作業とし、道路使用許可書の許可条件を厳守すること。施工時間には準備、後片付けを含むものとする。やむをえず上記時間帯を越える場合は、受注者の責を持って公安、地域住民（自治会等含む）等関係者へ、その旨を連絡すること。

⑫ 施工中の安全確保及び環境保全

- 1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
- 2) 施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
- 3) 本業務箇所では、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
- 4) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。

⑬ 安全対策

- 1) 小学校及び中学校等の通学路等になっている路線の工事を施工する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
- 2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
- 3) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行うこと。
- 4) 既存施設に損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、施工企業の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。
- 5) 安全教育及び安全訓練等を月1回、半日以上実施し、その記録を書類等で整備すること。また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。
- 6) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に本町に報告すること。

⑭ 労働福祉の改善等

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

⑮ 環境物品等の調達推進

建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行うこと。

⑯ 成果品については、「広陵町水道工事共通仕様書」に基づき提出すること。

⑰ その他

- 1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。
- 2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について配慮すること。
- 3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。
- 4) 施工企業は、本町との立会等が必要な場合は、その旨を工事監理業務管理技術者を通じて本町に通知し実施するものとする。
- 5) 水道施設切替え時における実施体制、運転管理支援については技術提案書に示すとおりとする。また、実施の際は本町と十分協議の上行うこと。

以 上